

非自発的失業者の

国民健康保険税が軽減されます

申請必要

■対象者

- 次の条件にすべて該当される人
- ・ 離職日が平成28年3月31日以降
 - ・ 失業時点で65歳未満
 - ・ 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
 - ・ (雇用保険受給資格者証に記載してある離職理由欄が次のコードである場合)



【特定受給資格者離職理由一覧】

離職理由コード／離職理由	
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上で雇止め通知がある場合)
22	雇止め(雇用期間3年未満で更新の明示がある場合)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

【特定理由離職者離職理由一覧】

離職理由コード／離職理由	
23	期間満了(雇用期間3年未満で更新の明示がない場合)
33	正当な理由のある自己都合退職(31、32以外)
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

※ただし、高年齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。

平成28年3月31日以降に非自発的な失業(解雇など)により町の国民健康保険に加入された人で一定の条件を満たす場合、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

■軽減額

国民健康保険税の算定は、非自発的失業者の給与所得を100分の30とみなして計算します。

また、高額療養費などの自己負担限度額の区分判定についても、給与所得を100分の30として算定します。

■申請方法

随時、健康保険課の窓口で申請を受け付けます。

◆申請に必要なもの

・すでに町の国民健康保険に

加入されている人

①印鑑

②雇用保険受給資格者証

・新たに町の国民健康保険に

加入される人

①印鑑

②雇用保険受給資格者証

③会社の健康保険資格喪失証明書や退職証明書など、退職日が確認できる書類

■軽減期間

国民健康保険税の軽減期間は次のとおりです。

離職年月日	軽減対象期間
平成28年3月31日～平成29年3月30日	平成30年3月末まで(28・29年度)

高額療養費所得区分などに適用される期間は次のとおりです。

離職年月日	軽減対象期間
平成28年3月31日～平成29年3月30日	平成30年7月末まで

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど町の国民健康保険を脱退すると終了します。

なお、平成27年3月31日～平成28年3月30日の間に離職された人は、国民健康保険税の軽減対象期間が平成28年度までありますが、以前に軽減申請されていたれば再度の申請は必要ありません。

【平成28年度の介護保険料について】

65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。平成27～29年度の3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した※1「基準額」をもとに、その人の前年の所得内容と世帯の課税状況に応じて決定します。（今年度の保険料の改定はありません）

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※1 基準額の算出方法

町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者保険料(65歳以上の人)と第2号被保険者保険料(40～64歳の人)が負担します。

田布施町で必要な 介護サービスの 総費用	×	65歳以上の人の 負担分 約22%	÷	田布施町に住む 65歳以上の人数	=	保険料の基準額 56,800円（年額）
----------------------------	---	----------------------	---	---------------------	---	------------------------

▼平成28年度 所得段階別保険料

課税状況		所得段階	対象者	保険料年額
本人	世帯			
住民税非課税	全員が住民税非課税	1段階	生活保護、※2老齢福祉年金を受給している	25,560円 (基準額×0.45)
			年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	
		2段階	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超え120万円以下	42,600円 (基準額×0.75)
		3段階	年金収入額と合計所得金額の合計金額が120万円を超える	
	課税者あり	4段階	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	51,120円 (基準額×0.9)
		5段階	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超える	56,800円 (基準額)
住民税課税		6段階	合計所得金額が120万円未満	68,160円 (基準額×1.2)
		7段階	合計所得金額が120万円以上190万円未満	73,840円 (基準額×1.3)
		8段階	合計所得金額が190万円以上290万円未満	85,200円 (基準額×1.5)
		9段階	合計所得金額が290万円以上	96,560円 (基準額×1.7)

※2 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人または大正5年4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金